

1. 産業医の活動環境の整備

産業医の独立性・中立性の強化

- (1) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識に基づいて誠実にその職務を行わなければなりません。

長時間労働者等の健康確保対策の強化

- (2) 事業者は、産業医の勧告を受けたときは、遅滞なく、勧告の内容等を衛生委員会等に報告しなければなりません。（産業医の選任義務がある労働者50人以上の事業場）
- (3) 事業者は、産業医等による労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備等を講ずるよう努めなければなりません。

産業医の業務内容等の周知

- (4) 産業医等を選任した事業者は、その事業場における産業医等の業務の内容等^{※1}を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知^{※2}させなければなりません。（産業医の選任義務がある労働者50人以上の事業場は義務、産業医の選任義務がない労働者の健康管理等を行う医師又は保健師を選任した50人未満の事業場は努力義務）

※1 労働者に周知させなければならないもの

- ① その事業場における産業医の業務の具体的な内容
- ② 産業医に対する健康相談の申出の方法
- ③ 産業医による心身の状態に関する情報の取扱いの方法

※2 労働者に周知させる方法

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

2. 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供

労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供

- (1) 産業医等を選任した事業者は、産業医等に対し、労働時間に関する情報等^{※3}を提供^{※4}しなければなりません。（産業医の選任義務がある労働者50人以上の事業場は義務、産業医の選任義務がない労働者の健康管理等を行う医師又は保健師を選任した50人未満の事業場は努力義務）

※3 産業医に対して提供する情報

- ① 既に講じた健康診断実施後の措置、長時間労働者に対する面接指導実施後の措置若しくは労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）
- ② 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

※4 産業医に対する情報の提供方法

- ①に掲げる情報：健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、面接指導の結果についての医師からの意見聴取又は労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導の結果についての医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること
- ②に掲げる情報：当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること
- ③に掲げる情報：産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること

労働者の健康情報の適正な取扱いの確保

- (2) 事業者は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを補完し、及び使用しなければなりません。

- 産業医とは：事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師。常時50人以上の労働者を使用する事業場においては選任の義務があります。
- 衛生委員会とは：事業場において、労働者の健康障害を防止するための事項等を調査審議する会議です。常時50人以上の労働者を使用する事業場において設置の義務があります。

3. 長時間労働者に対する面接指導の実施

